

まつもと し

けんり

松本市子どもの権利ニュース

No.14 小学生版

発行元 こども育成課

発行月 令和3年11月

お ば かぜ ま きせつ
落ち葉が風に舞う季節となりました。みなさん毎日元気にすごしていますか？

松本市には、「子どもの権利に関する条例」という約束があります。

この条例(約束)に基づき、「子どもにやさしいまちづくり」をすすめています！

こんかい けんり
今回の権利ニュースは、今年からはじまる「まつもと子どもの権利ウィーク」を
しょうかい
紹介します。

「まつもと子どもの権利ウィーク」

11月15日(月)～21日(日)

けんり きかん はくぶつかん にゅうかんにょう むりょう
権利ウィークの期間は、子どもの博物館の入館料が無料になります。

たいしょう さいいか
対象：18歳以下の子ども

かいじょう しりつはくぶつかんぶんかん げつようび きゅうかん
会場：松本市立博物館分館(月曜日は休館)

まどぐち ねんれい
博物館の窓口で、博物館パスポートや、年齢
けんこうほけんしょう み
がわかる健康保険証などを見せてください。

(対象の博物館)

- 松本民芸館 ・ 考古博物館
- 旧山辺学校校舎 ・ はかり資料館
- 旧制高等学校記念館 ・ 歴史の里
- 窪田空穂記念館 ・ 馬場家住宅
- 時計博物館 ・ 山と自然博物館
- 四賀化石館 ・ 旧司祭館
- 高橋家住宅

イオンモールで「子どもの権利」のパネルを展示します。

きかん
期間：11/2(火)～21(日)

ばしょ かぜにわ かまくら まえ
場所：風庭1F 鎌倉パスタ前

じかん
時間：10:00～21:00



ちゅうおうとしょかん けんり ばしょ
中央図書館に「子どもの権利」の場所をつくります。

期間：11/2(火)～21(日)

ばしょ じどうしつ
場所：1F 児童室

ないよう けんり しりょう お
内容：子どもの権利の本や資料を置きます。



松本市子どもの権利ニュース

No.14 中高生版

発行元 こども育成課

発行月 令和3年11月

落ち葉が風に舞う季節となりました。皆さん毎日元気に過ごしていますか？

松本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、「子どもの権利に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいます！

今回の権利ニュースは、今年からはじまる「まつもと子どもの権利ウィーク」を紹介します。

※条例：市と市民の約束

「まつもと子どもの権利ウィーク」

11月15日（月）～21日（日）

権利ウィークの期間は、子どもの博物館入館料が無料になります。

対象：18歳以下の子ども

会場：松本市立博物館分館（月曜日は休館）

博物館窓口で、年齢が確認できる学生証、健康保険証等をご提示ください。

（対象の博物館）

- ・松本民芸館
- ・考古博物館
- ・旧山辺学校校舎
- ・はかり資料館
- ・旧制高等学校記念館
- ・歴史の里
- ・窪田空穂記念館
- ・馬場家住宅
- ・時計博物館
- ・山と自然博物館
- ・四賀化石館
- ・旧司祭館
- ・高橋家住宅

松本市に住んでいなくても、無料で利用できます！

「子どもの権利」のパネル展示、
特設コーナーを設置します。

11/2(火)～21(日)

○パネル展

場所：イオンモール松本
風庭1F 鎌倉パスタ前



○特設コーナー

場所：中央図書館 1F 児童室
内容：子どもの権利に関する本や資料を展示します。



国連の子どもの権利委員長に

みきこ
大谷美紀子さんが選ばれました

国連の子どもの権利委員会は、子どもの権利条約締結国の実施状況をチェックしている機関です。

日本は、1994年に「国連子どもの権利条約」に批准しています。

日本人が委員会のトップになるのは珍しいそうです。

※条約：世界の人たちと結んだ約束

※批准：条約を国会でよく話し合って認め、国際的に宣言することです